



改正道路交通法のポイント～自転車への青切符の導入

道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）が令和8年4月1日から施行され、自転車の違反に対して交通反則通告制度が導入されます。

これまでの手続は、自転車の交通違反を検挙すると、赤切符等を用いて、刑事手続による処理が行われました。

交通反則通告制度が自転車の交通違反に導入されると、16歳以上の者が行った自転車の「反則行為」に対して、青切符による処理が行われます。

青切符導入後も、

- 自転車の交通違反に対しては基本的に「指導警告」を実施
 - 交通事故の原因となるような「悪質・危険な違反」は検挙の対象
- という交通違反の指導取締りについての基本的な考え方は変わりませんが、検挙後の手続が変わります。

反則金の対象となる違反の一例

こんな違反は反則金の対象
以下は一例です！

反則金 7,000円
遮断踏切立入り

反則金 12,000円
携帯電話の使用等（保持）

反則金 5,000円
無灯火
一時不停止
イヤホンの使用※
※必要な音が聞こえないなどの場合

反則金 6,000円
信号無視（赤色等）
通行区分違反（車道の右側通行・歩道通行等）

反則金 3,000円
二人乗り
並進

酒酔い運転・酒気帯び運転、妨害運転といった重大な違反は、反則行為に該当せず、これまでと同様に刑事手続により処理されます。




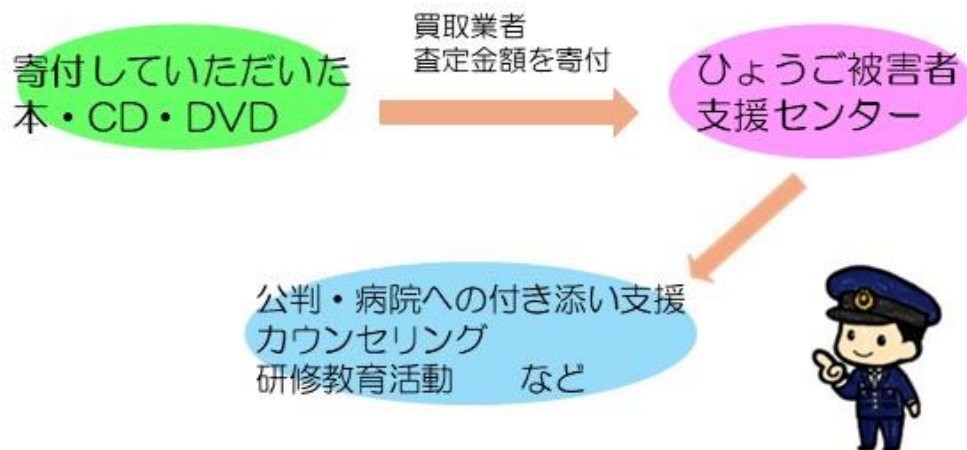
自転車の盗難が続発しています！

【防犯ポイント】○鍵をかける！ ○ツーロックにする！ ○駐輪場に駐輪！

須磨警察署では**ホンテリング**を受け付けています

ホンテリングとは 

ご不要な本・CD・DVD等を寄付していただき、
ひょうご被害者支援センター  に寄付することで、
犯罪等の被害に会われた方々への支援活動に役立てる社会貢献プロジェクトです。



ご不要な本・CD・DVDなどありましたら、



いつでも須磨警察署までお持ち下さい

お問い合わせは須磨警察署警務課 (078-731-0110) まで